

## よくあるご質問（FAQ）

### Q 1 届いた案内は何なのか？

当組合では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策における取組みの一環として、お客さま情報の提供をお願いしています。今回の届いた案内は、そのお客さま情報の登録方法についての案内となります。

### Q 2 「お客さま情報の確認」は回答しないといけないのか？

当組合とお取引のあるお客さまに対して、既に届出済みのお客さま情報の再確認および追加の確認事項への回答をお願いしています。

### Q 3 「金融庁ガイドライン」とは何なのか？

金融庁ガイドラインとは、金融機関を含めた特定業者に対し、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与防止に関する求められる対応・指針等を示したものです。

金融機関はマネー・ローンダリングやテロ資金供与防止に係る有効な対策を求められており、本件はその取組の一環としてお客さま情報のご確認をさせていただくものです。

### Q 4 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」とは何なのか？

マネー・ローンダリングとは、犯罪によって得た収益を正当な資金であるかのように見せようとする行為を指します。また、テロリストなどへ資金援助することを目的として架空名義や正規の取引を装って口座を利用する行為など、金融機関はこれらの犯罪行為に対し有効な防止策をとる必要があります。

### Q 5 日本においてもマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に関わりがあるのか？

マネー・ローンダリングを行う主な主体として、暴力団や特殊詐欺グループなどがあげられます。

マネー・ローンダリングに関する犯罪の検挙件数は増加傾向にあり、世界各地で発生するテロの脅威（テロ事件やサイバーテロなど）に関しても、継続して晒されている状況にあると言えます。

### Q 6 私は疑われているということか？

お客さまに限らず、当組合とお取引のあるお客さまに対して確認を行っています。

お預かりしたお客さまの情報を適切に管理することで、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に努めています。

### Q 7 顧客情報の確認がマネロン・テロ資金供与防止に繋がるのか？

個々のお客さまをよく知ることは、第三者による口座の悪用などの発見を早め、また、その管理態勢を整備することでマネーロンダラーやテロリスト等が容易に入り込めない環境を作ることに繋がります。

### Q 8 今後も顧客情報の確認は続くのか？ 顧客情報を提出しなければならない根拠を教えて欲しい。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する取組みについては、金融庁から2018年2月にガイドラインが公表されるなど、近年その重要性が急速に高まっています。

当組合では、ガイドラインに基づきお客さま情報の確認に努めており、今後も適宜確認させていただくことになります。

### Q 9 他の金融機関から「お客さま情報の確認」は求められていないが、なぜこのような取組みをしているのか？

お客さま情報の確認は、金融庁から公表されたガイドラインにおける「金融機関に求められている対応」の一環として、実施しています。このため、実施時期・方法は異なりますが、他の金融機関でも同様の対応が行われているものと認識しています。

### Q 10 提出を求められている回答内容を確認したが、過剰な情報取得ではないか？

回答内容については、金融庁から公表されたガイドラインに基づき、必要とされる情報を確認しています。

### Q 11 提出を拒んだ場合、何か不都合が生じるのか？

各質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ずお取引を制限等させていただく場合があります。ご協力をお願いいたします。

## よくあるご質問（F A Q）

|                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>Q12 提出期限日を超過した場合、どのようなことが起きるのか？<br/>事前通告もなく取引停止になってしまうようなことはないか？</p>                                                                          |
| <p>今回の提出期限を超過したことで、すぐに不都合が生じることはありませんが、提出期限までに回答いただくようお願いします。</p>                                                                                |
| <p>Q13 お客さま情報の確認のお願いが届いたが、本当に信用組合が出したもので間違いないのか？</p>                                                                                             |
| <p>当組合では、ハガキか封書のどちらかで案内を行っています。<br/>それぞれ、『コールセンター』以外にも『お取引店の電話番号』を記載していますので、ご心配なようでしたら、直接ご確認いただいても問題ありません。</p>                                   |
| <p>Q14 家族には案内が届いていないのに、なぜ私に届いたのか？</p>                                                                                                            |
| <p>通知のタイミングや方法等は、お客さまにより異なります。</p>                                                                                                               |
| <p>Q15 妻と自分で案内が違うのは、なにか理由があるのか？</p>                                                                                                              |
| <p>当組合は、ハガキか封書のどちらかで案内を行っています。<br/>回答内容に違いはありませんで、届いた案内に沿って回答してください。</p>                                                                         |
| <p>Q16 スマートフォンが無いため、QRコードを読み取れないがどうすればよいのか？</p>                                                                                                  |
| <p>お手続きはお取引店にて対応させていただきます。直接ハガキに記載のあるお取引店にご相談ください。</p>                                                                                           |
| <p>Q17 口座を閉鎖する予定だが、その場合であっても提出は必要なのか？</p>                                                                                                        |
| <p>書類提出の必要はありません。口座閉鎖の手続きは、お取引店にて対応させていただきます。</p>                                                                                                |
| <p>Q18 既に口座を解約しているのにお願い文書が送られてきた。どうすればよいのか？</p>                                                                                                  |
| <p>対応は不要ですので、案内は破棄していただいて構いません。<br/>すでに閉鎖手続が完了したお客さまについても、システムの都合上、通知が送られてしまうことがあります。</p>                                                        |
| <p>Q19 口座名義人は死亡しているが、どうすればよいのか？</p>                                                                                                              |
| <p>対応は不要ですので、案内は破棄していただいて構いません。</p>                                                                                                              |
| <p>Q20 複数の口座に対してそれぞれ案内が届いたが、すべて回答しなければならないのか？</p>                                                                                                |
| <p>例外的に、重複で口座を開設されているお客さまは、口座単位での確認とさせていただきます。<br/>大変お手数ですが、届いた案内については、全て回答をお願いいたします。</p>                                                        |
| <p>Q21 未成年の子供宛に案内が届いたが、親が代わりに手続きすればよいのか？</p>                                                                                                     |
| <p>口座名義人ご本人もしくは当組合にお届出の親権者による手続きをお願いします。</p>                                                                                                     |
| <p>Q22 集めた顧客情報はどのように利用されるのか？</p>                                                                                                                 |
| <p>具体的な内容は案内しておりませんが、いただいたお客さま情報を適切に管理することで、マネーロンダリングやテロリスト等が、容易に犯罪行為を行えないよう努めています。また、本取組みを通じ、健全な金融システムを構築することで、お客さまに今後も安全にお取引いただけるよう努めています。</p> |
| <p>Q23 誤った情報を提出してしまった場合、どうすればよいのか？</p>                                                                                                           |
| <p>提出済みの回答につきましては、恐れ入りますが、直接お取引店にご相談ください。</p>                                                                                                    |
| <p>Q24 なぜ、「国籍」を教えなければいけないのか？</p>                                                                                                                 |
| <p>国籍については、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止における重要な情報項目と整理しています。</p>                                                                                         |
| <p>Q25 「職業」を聞かれるのは分かるが、なぜ「事業内容」まで教えないといけないのか？</p>                                                                                                |
| <p>「業種」は、マネー・ローンダリング防止におけるお客さま情報の管理・確認において重要な情報項目として、回答をお願いしています。お客さまへお伺いする内容は、金融庁・警察庁といった関係省庁と連携するなどし、当組合で定めたものです。</p>                          |